



平成26年  
10月1日から

# 鉛弾の所持が 禁止されます!

- 平成26年3月に公布された「北海道エゾシカ対策推進条例」が10月1日に完全施行となり、オオワシなどの鉛中毒を防止するため、エゾシカを捕獲する目的での「**特定鉛弾の所持**」が**禁止**されます。
- 違反した場合、**3月以下の懲役又は30万円以下の罰金**に処されます。
- ハンターの皆さんにおかれましては、安全な狩猟に努めていただくとともに、特定鉛弾を所持・使用することのない様、よろしくお願いします。

## 規制対象となる特定鉛弾

エゾシカの捕獲に使用できる猟銃用の実包であって、その弾丸部分が鉛を含む物質でつくられているもの。

ただし、次の実包は除きます。

- 着弾時に鉛が飛散しない構造になっているライフル実包
- 粒径が7ミリメートル未満の散弾の実包

※詳しくは、「北海道エゾシカ対策推進条例施行規則」をご覧ください。(エゾシカ対策課ホームページで公開)

なお、特定鉛弾を使用する猟法は、平成16年から全道一円で禁止されています。(平成16年北海道告示第754号)